

お断わり：本稿は、『中央学院大学社会システム研究所紀要』第7巻第2号号、2007年3月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。

経営コンサルタント「改善」論と戦争 - 有事体制問題（3）

—安藤弥一「日本の科学的工場管理」の戦時経営思想史—

裴 富吉

The Japanese Scientific Way of Guiding Management Improvement in Wartime Regulations ; ANDO Yaichi and the History of Management Thought on the Japan's Factory Management (3)

BAE Boo - Gil

- 第1部 経営改善の理論史的考察
 - 第1章 科学的工場管理の実践
 - 第2章 戦時期における工場改善論
 - 第3章 『新鮮な経営』昭和42年
- 第2部 経営改善の思想史的考察
 - 第4章 日本精神論の起源
 - 1) 日本精神の虚妄
 - 2) 戦時中の日本精神論【以上、前号まで】
 - 第5章 いま、なにが問題か【本号はここから】
 - 1) 経営改善論の体制無関連的性格
 - 2) 国旗・国歌の国家的意味
 - 3) 国旗 - 国歌法と有事関連法
 - 第6章 有事関連法〔など〕と天皇・天皇制問題
 - 1) 有事関連法とイラク特別措置法
 - 2) 有事関連法とアメリカの意志【ここまで本号】
 - 3) 日本産業道の亡霊
 - 4) 戦争事態 - 軍事体制と産業精神
 - 5) 有事法制 - 日本精神
 - 第7章 日本12歳, アメリカ45歳
 - 第8章 属国からの脱出
 - 結章 問題のありか

【 承 前 】

第5章 いま、なにが問題か

1) 経営改善論の体制無関連的性格

安藤弥一も、戦時体制に大いに同調し、戦争完勝に尽力するための日本精神「論」を高唱した。しかし、その「論」は世界的でも普遍的でもなくむしろ、当時の閉塞的な状況のなかで抬頭した日本特種的な想念であった。くわえて、安藤が「経営改善」論をもって主張した〈時代的普遍性〉も、同じような問題性を内包していた。

安藤の「経営改善」＝「新鮮な経営」論は、時代を超えて妥当する〈経営の課題〉だと主張されていたけれども、資本主義の時代においてこそ出現したという点では、まちがいでなく「新鮮なもの」であった。いいかえれば、19世紀末葉より大企業体制が発達していく過程で実践的に要請されたのが、能率増進や生産合理化に関する「経営改善」論の立場である。

そのように、安藤の「経営改善」論、「新鮮な経営＝常時改善」論はいつの時代にも妥当し、しかも体制無関連的にも成立する「経営の実際的な指導方法」とされていたが、そもそもこの認識じたいに問題があった。

安藤の考えかたは、経営問題に関する研究活動に従事する者として失格である。というのも、安藤は、W・ゾンバルト流の表現を借りていうなら、「高度資本主義 (Der moderne Kapitalismus)」の段階に対応して登場した「経営学という学問形態の時代的な本質」を忘失していたからである。

戦時体制期に流行った日本精神「論」と安藤弥一の「経営改善」論とについては、以上に説明のごとき重大な問題性が生じる。安藤はとくに、時代普遍的・体制無関連的な抽象概念「経営改善論」のもとに、時代特種的・状況制約的な「日本精神論」を拡散させるという過ちを犯していた。すなわち、経営学という学問の淵源、その社会科学としての歴史的な出立点を、自己の経営改善「論」から追放していたのである。

安藤において深刻な論点は、自説がそのように過去に犯した過ちを放置したところに、いまだ残っている。にもかかわらず安藤は、なにごともしなかったかのように敗戦後も、「経営改善」に関する執筆作業や実地指導を「常時」継続してきた。

もっとも、そのような姿は「経営改善」家安藤弥一だけのものではなかった。

安藤はともかく、「戦時特殊」経営政策的な改善指導者の立場を、なんの断わりも変更もなしに戦後に移動・解消させた。この事実は、安藤が理論家でないことを考慮しても、いささかならず厳密さを欠いていた。

「時の流れのままに、新しい規範に自己を一挙に同一させていく」、「規範相互を時間的に意識的に緊張させ、さらに自己の現実と緊張させていくこと」の「みられない」日本人知識階級の「日本精神」を批判したのは¹⁾、池田 昭『日本の精神構造論序説』(勁草書房、昭和42年)であった。

1) 池田 昭『日本の精神構造論序説』勁草書房、昭和42年、122頁参照。

2) 国旗・国歌の国家的意味

戦前 - 戦中 - 戦後における安藤の軌跡をたどってみると、つぎのような戦責「批判論」に抗えないことが理解できる。五味川純平『怒り、八つ当たり―何故こうなったか?―』(三一書房, 1985年)は、憤懣やるかたない調子で、つぎのように日本の政治社会を批判していた。

天皇制護持者たちが、「君が代」や「日の丸」に象徴される天皇を国民の頭上に再び押し出そうと試みるのは、彼らが天皇を尊崇するからではない。尊崇する理由のないことは、彼ら自身よく知っているのである。ただ、尊崇を国民に強制し、それを制度化して、国民の中に、昔のように抵抗し難い神秘的(実はきわめて儀式的・慣習的なものに過ぎないが)な精神的拠点を牢固として固めておくことが、国民を欺瞞し愚弄することしかしてこなかった権力構造にとっては必要なのである。何故なら、遠からぬ将来に予想される国民の「不逞」な反抗を封ずるためには、権力の基礎となる強大な暴力装置とともに、昔のように神聖不可侵な権威の存在が、最も効果的、かつ、便利な精神的手段だからである²⁾。

上野清士『教科書物語―教科書はほんとうに君たちのものか―』(新泉社, 1982年)は、すでにこう警告していた。

国は、子どもたちがやがて青年になったとき、現実の社会の制度をうたがうことなく受けいられるような人間にするため、学校や先生たちを指導し、教科書の内容もそれにふさわしいものにする。―いまの日本の学校は、いまのところこれほど極端ではないが、政府はそういうところにしようと思っているらしい。

可能だからだ!

現に、戦争中、その前の時代の日本の学校がはたした役割はそういうものだったことを、「教科書の歴史」のところでイヤになるほどみてきた。過去にじっさいにあったのだから、これからだって幽霊のように、いつヒュードロドロと墓場からよみがえってくるかもしれないのだ³⁾。

1989年、文部省は「日の丸」を国旗とし「君が代」を国歌とすることを、処罰をともなつて教育の場に強制する内容をふくんだ学習指導要領を発表した⁴⁾・⁵⁾。

1999〔平成11〕年8月13日施行の「国旗及び国歌に関する法律」は、第1条に「国旗は、日章旗とする」、第2条に「国歌は、君が代とする」と、正式に定めたのである。

事後、この国の教育現場で発生してきた「国旗の掲揚 - 国歌の斉唱」の強要・強制は、五味川純平の指摘・批判が的を射ていたことを証明する。

注) なお、この学習指導要領の作成に当たった文部省事務次官高石邦男〔当時〕は、その後、金権政治〔1988年6月に発覚したリクルート事件〕にまみれて拘留され、2002年10月には、懲役2年6カ月・執行猶予4年・追徴金2270万円の有罪が確定している。

2) 五味川純平『怒り、八つ当たり―何故こうなったか?―』三一書房, 1985年, 131頁。

3) 上野清士『教科書物語―教科書はほんとうに君たちのものか―』新泉社, 1982年, 168頁。

4) 岩波書店編集部編『ドキュメント明治学院大学1989―学問の自由と天皇制―』岩波書店, 1989年, 刊行にあたってiv頁。

2004年6月、大手新聞社のコラムニスト早野 透は、最近さらに強まった「国旗 - 国歌」に対する体制がわの権柄ずくの押しつけを、つぎのように批判する。

国旗国歌法を成立させた小渕恵三内閣の野中広務官房長官は、同法の「強制はしない」と明言していた。だがいまや、教育委員会は〔石原慎太郎が知事を務める東京都がとくにひどい〕、生徒が立って国歌を歌わなかったといっっては教員を処分したり、生徒がきちんと歌っているかどうか声量を調査したりで、まるで国家反逆罪を問うかの様相である⁵⁾。

森口 朗『授業の復権』（新潮社、2004年）は、こう批判する。

保守的立場から教育を論じた人間として、国旗掲揚 - 国歌斉唱がおごそかにおこなわれる式が望ましいと思う。だが、江戸時代の「踏絵」のごとく、自分たちのやりかたを強要する保守強硬派のやり口には嫌悪を禁じえない。保守強硬派の人たちは、自分たちがどれほど教員の士気を低下させているかわかっていない。

校長が教育委員会に恫喝され、教員に処分をちらつかせて起立と斉唱を強要する。そういう姿をみせて子どもたちの愛国心が養えると考えているなら、保守強硬派の人たちはバカ以外の何者でもない。教育委員会の役人が国歌斉唱時に国旗に尻を向けて、「起立」「斉唱」の実施率を監視する姿を想像してほしい。かくも愚劣な行為が「愛国心」の重要性を説く人たちの圧力により本当に起こっている⁶⁾。

アムネスティ・インターナショナル日本は、2004年6月8日、東京都教育委員会の横山洋吉教育長が、教師に対して生徒への「君が代」起立斉唱の「指導」を、職務命令で義務づけると発表したことに抗議し、「思想、良心、表現の自由の重大な侵害」であるとの声明を出した。その声明は「君が代」斉唱強制や、強制反対者に対する「職務命令違反」を口実にした教職員の処分は、憲法第19、21条違反であるのみならず、日本も批准した国連の自由権規約などの国際人権諸条約に反する施策である、と批判している。

さらに、「日の丸」「君が代」の児童・生徒に対する強制は、子どもの権利条約に反する重大な人権侵害であり、「外国籍の子どもたちの存在を考え合わせると、人種間の分断を強化する動きを禁じる人種差別撤廃条約にも抵触する可能性がある」として、日本政府と教育機関に是正措置を求めている⁷⁾。

たとえば、筆者の住む埼玉県の教育委員会委員長稲葉喜徳は、「教員が学習指導要領にもとづき、児童・生徒が国旗・国歌を正しく認識し、尊重するよう指導するのは職務上の責務であり、教員がまず模範をしめすことが大切である。適切でない行動をとる教員には今後指導の徹底に務める」などと述べ⁸⁾、教育現場で教員が国旗掲揚 - 国歌斉唱にさいし

5) 『朝日新聞』2004年6月22日朝刊、早野 透「ポリティカにつぼん」参照。

6) 森口 朗『授業の復権』新潮社、2004年、167頁、169頁。

7) 『週刊金曜日』2004年6月18日、512号、5頁。「都教委の『君が代』起立・強制にアムネスティ抗議」。アムネスティ・インターナショナル日本が、2004年6月9日に発表した声明文『「君が代」斉唱の強制に強い懸念を表明』についてその全文などは、<http://www.incl.n e.jp/ktrs/aijapan/2004/0406090.htm> を参照。

8) 『朝日新聞』2004年7月17日朝刊、「北埼玉」版。

てとるべき態度を強制している。

如上で、「教員がまず模範をしめして」「国旗・国歌を正しく認識し」「指導するの」が「職務上の責務であり」、これに関して「適切でない行動をとる教員には今後指導の徹底に務める」と恫喝した教育委員会責任者の発言は、そもそも、国旗掲揚や国歌斉唱のありかたに対して提起されてきた数多くの疑問や批判を一顧だにしないものである。そこには、文部科学省→日本国家による特定の意思が透ぬかれており、これにしたがわぬ者には処罰をくわえてでも強制するという意向だけが突出している。

日本の学校は戦前より文部省を総本山とし、各学校を底辺の末寺とする日本教の宗教組織である。学校によって日本人を教化し、文教行政の支配者の理想とする人間を造りあげ、日本中を日本教徒で満たすこと、これが彼らの願いである。かつてはその理想像は、軍人であったが、今日では、文部省の官僚というべきか。すべてその目指す理想的日本人は、女々しい日本的人間である⁹⁾。

国家の為政者や地方自治体の支配者が「正しい」と決めた価値観や世界観〔儀礼や作法〕だからといって、また、たとえ彼らがその強制のために政治的圧力や社会的脅迫の手段を行使するからといって、国民・市民・住民がその強制を絶対的に受容しなければならないという筋合はない。批判をいっさいうけつけない権力者は、民主主義によって選ばれていたとしても、実質的には独裁者である。

前述のように、国旗・国歌法の成立時にこれを強制しないと約束していた小淵内閣時の野中広務官房長官（1925年10月生れ、2003年10月に政界を引退）は、当初より食言を予定していたと非難されて、当然である。それが、日本一流の政治家が常套的に駆使する〈権謀術数〉だとしても、平気で嘘をついたことにはかわりはなく、日本の国民・市民・住民〔＝有権者〕を舐めきった言動だったことは、まちがいない。

「日の丸掲揚・君が代斉唱」の強制問題を手がかりに日本の教育を論じた著作、野田正彰『させられる教育－思考途絶する教師たち－』（岩波書店、2002年）は、こう批判する。

日本国憲法19条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあるにもかかわらず、文部科学省〔前文部省〕は教育現場で国旗掲揚・国歌斉唱を強制した。戦前期における「キリスト者への神社参拝の強制となんとよく似ていることか」。文部科学省はみごとに、神社参拝の強制の歴史に「先祖返り」している。過去を反省しない者は、同じ行為をかたちをかえて繰り返す、と¹⁰⁾。

野田正彰『共感する力』（みすず書房、2004年）は、ここ10年にわたる公立小学校・中学校・高等学校の卒業式や入学式における「日の丸・君が代」の強制をみていると、かつてキリスト者への神社参拝となんと似ていることか。詭弁も、強要の段階的進行も、そのことば遣いもよく似ていると、重ねて批判する。

文部科学省は、卒業式や入学式での国旗正面掲示・国家斉唱を強制する理屈に、「国家間の相互の主権の尊重と協力との関連で」、「国際的な儀礼であることを」挙げている。だが、なぜふたつの式での強制が「国家間の相互の主権の尊重」になるのか、まったく論

9) 内藤正俊『国富みて心貧しく－病める日本の教育風土－』潮文社、昭和61年、179頁。

10) 野田正彰『させられる教育－思考途絶する教師たち－』岩波書店、2002年、157頁、161頁。

理が弛緩している。「神宮は宗教ではない、神社参拝は国民思想の中枢と強弁する」ことに、似ている¹¹⁾。

辻子 実『侵略神社－靖国思想を考えるために－』（新幹社、2003年）は、植民地朝鮮における神社参拝強制を、こう説明する。

1938年ころ、朝鮮におけるプロテスタント信者は46万人といわれ、その60%に当たる長老派の人々は、神社参拝に根強い抵抗をつづけたため、朝鮮総督府は教会に対して以下のような強圧的態度に出た。

- 教会に国旗掲揚塔を建てること。
- 国旗に対し敬礼すること。
- 東方（宮城）遥拝，国歌斉唱，皇国臣民の誓詞斉唱を礼拝時におこなうこと。
- 賛美歌，祈祷文，説教などにして，その内容不穏なるものに対しては，出版物の検閲ならびに臨監などにより嚴重に取締をおこなうこと。
- 当局の命令に応じられないものは，嚴重に処罰すること。

当時、日本のプロテスタント最大教派の指導者であり、のちには日本基督教団議長にも選ばれた日本基督教会大会議長富田 満は、平壤における講演会で、「国家は国家の祭祀を国民として諸君に要求したに過ぎない。基督教が禁圧せらるるときのみ我等は殉教すべきである」といつてのけた。その発言は、現在、天皇・首相らの靖国神社公式参拝を推進している人々と、いいまわしがほとんど同じである。富田 満は、朝鮮のクリスチャンが殉教を覚悟して神社参拝に抵抗しているとき、そしてその覚悟をしながらなお、当局の代弁者のように発言し、総督府の弾圧の根拠を与えたのである¹²⁾。

時代を前後させて考えよう。野田正彰もいうように「神宮は宗教ではない」という詭弁は、「君が代」の起立斉唱の強制は「思想及び良心の自由に踏みこんでいない」という詭弁と、同様である。とりわけ戦前から一貫して、文部科学省〔文部省〕は日本語ならぬ日本語を偏愛している¹³⁾。

朝日新聞「朝日川柳」の選者大伴閑人は、最近の政治の動きを「あの時の風によく似た風が吹く」と心配する。

憲法第「9条は大義とともにケセラセラ」で「ザックザック歴史を戻す靴の音」。国会では、自衛隊派遣反対は「反日的」だなどという、物騒なことばまで飛びだした。「反日のつぎは国賊・非国民」になりかねない。学校では「臨検の席が卒業式にでき」「先生は立たせ生徒は右を向かせ」。まるで“特高”である。

これでは、有事関連法案など「保護するといって土足の入る庭」と勘ぐられてもしかたない。かつての沖縄戦の惨禍を忘れたとはいわせない。「玉砂利のハト蹴散らして初詣」の小泉首相は、もう一度「9条があるからこそその自民支持」という人も多いことを考えたほうがいい¹⁴⁾。

11) 野田正彰『共感する力』みすず書房、2004年、184-185頁。

12) 辻子 実『侵略神社－靖国思想を考えるために－』新幹社、2003年、180-182頁。

13) 野田『共感する力』188頁。

14) 『朝日新聞』2004年6月28日朝刊、大伴閑人「平成落首考－迷路にて」。

3) 国旗 - 国歌法と有事関連法

現在の日本は、有事法制を施行した状況にある。日本国・地方自治体が公教育の現場で強制してきた「踏絵」：「日の丸掲揚 - 君が代斉唱」に関連する現実的な意味が、その姿を具体的に現わしはじめている。

『有事関連3法』のうちたとえば「自衛隊法改正案」第103条は、個人等の所有する施設を管理し、土地等を強制使用し、取扱物資の保管を命じ強制収用し、医療・土木建築工事・輸送業務者に対する業務従事命令〔＝強制徴用〕を定めている。また、物資の保管命令や立入検査に対する違反者には、刑事罰まで科している。

しかし、軍事的公共性論を明確に排除している日本国憲法第9条のもとで、軍事的公共性にもとづく国民への軍事的義務〔防衛負担行為〕を強制することは、憲法第29条「財産権」、第18条「強制労働からの自由」、第13条「生命権・幸福追求権」など、国民の基本的人権に対する重大な侵害を意味する。

現実には「自衛隊法改正案」第103条が適用された者は、その命令にしたがうか否かの二者択一を迫られる。このばあい「沈黙」を守ることは許されない。すると、憲法第19条が保障する「沈黙の自由」をふくむ「内心の自由」〔＝思想・信条の自由〕が侵害される。自己の思想や信仰などに反して命令にしたがったばあいは、「内心の自由」のみならず憲法第20条が保障する「信教の自由」も侵害される。

「沈黙の自由」を許さず、本人が望んでもいないならかの外部的行為をせざるをえない状況に追いこみ、その外部的行為を理由に処罰する。そうであるなら、そもそも「内心の自由」や信仰の自由はなんの意味ももちえない。「踏絵」を踏むことを強制しておいて、信仰の自由は保障されるが、「踏絵」を踏むことを拒否するという外部的行為は処罰の対象となりうるというのでは、信仰の自由などまったく保障されていないのと同じことである。

そのようなばあい、軍事的公共性と基本的人権は、諸外国における良心的兵役拒否のばあいと同様に非常に深刻な対立を生じることになる¹⁵⁾。

「国旗・国歌法」〔「国旗及び国歌に関する法律」1999（平成11）年8月13日施行（附則）〕はその後、「強制はしない」と断わりながら、実際には「掲揚するか・歌わぬか」と「踏絵」を迫った。そのうえ、「踏絵」のまえに立つことを拒否することさえ許さず、その行為を処罰の対象としてきたのである。

その結果、2003〔平成15〕年12月18日、文部科学省初等中等教育局長近藤信司が各都道府県教育委員会教育長および各指定都市教育委員会教育長あてに通達した「学校における国旗及び国歌に関する指導について（通知）」は、国旗掲揚及び国歌斉唱に関する実施状況を、つぎのように経過報告していた¹⁶⁾。

公立の小学校、中学校及び高等学校における平成14年度卒業式及び平成15年度入学式

15) 山内敏弘編『有事法制を検証する－「9・11以後」を平和憲法の視座から問い直す－』法律文化社、2002年、142-143頁。

16) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/15/12/03121901.htm 2004年7月4日検索。

での国旗掲揚及び国歌斉唱の実施状況についての調査結果が別添のとおりまとまりましたのでお知らせします。

本調査によれば、前回の平成14年春の調査に比べて全体として実施率が上昇し、平成15年度入学式においては、国旗掲揚については、小学校100%、中学校99.9%、高等学校100%、また、国歌斉唱については、小学校99.8%、中学校99.8%、高等学校99.9%の実施率となっています。

各都道府県及び各指定都市教育委員会にあつては、引き続き、各学校において、学習指導要領に基づく国旗及び国歌に関する指導が適切に行われるよう指導をお願いします。

卒業式及び入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱についても、児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるという学習指導要領の趣旨を踏まえ、域内の全ての学校において適切に実施されるよう一層の指導の徹底をお願いします。

ここでは「別添の」「調査結果」を紹介しないが、日本国や地方自治体が公教育の現場で強制してきた「日の丸掲揚 - 君が代斉唱」は、「児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てる」という趣旨、いいかえれば、国家の意思の象徴である〈国旗 - 国歌〉の〈掲揚 - 斉唱〉に無条件で服従する人間範疇の生産を、「踏絵」を迫りながら実現させたものである。

弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制 Q&A - 何が問題か? -』(明石書店、2002年)は、有事関連3法が教育現場を大きくかえ、現行憲法で保障されている「教育の自由」は完全に否定されたと説明する¹⁷⁾。

多分、そうした踏絵を強いられて育った国家意識の持ち主たちは、『有事関連3法』のうち2004年6月18日に改正の「自衛隊法」第103条にもとづく、「違反者には刑事罰まで科した」強制使用や強制収用、業務従事命令に、疑問の念すら抱かない。さらに、同法に意識的に抵抗し反抗する人びとを処罰する有事関連法制は、日本がこれまで築きあげてきた民主主義の根本的な立場、日本国憲法の基本精神を蹂躪している。

時代や環境が異なっても、戦争遂行のための国家統制体制を予想した「非常時の法律」を用意し、そのために必要な経済 - 社会的態勢および人的 - 物的諸資源を確保したい国家の意思が透視できる。しかし、近代の日本は、そのように国家意思の戦略的運用において大きな失敗を犯してきた。その歴史的事実はあえて、強調するまでもないことである。

今回における戦争関係法規の整備は、日本帝国主義時代のように自国の侵略路線を推進させるためのものではない。日本は、アメリカの帝国主義的路線に属国的な地位で協力させられ、その世界戦略的な軍事行動にしたがい助勢することになった。日本がわは屈辱的な隷属関係におかれたかたちで、米日間の軍事同盟関係が再構築されたのである。

五味川純平はまた、1985年時点において、バブル化した日本経済の破綻も予測していた。

17) 弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制 Q&A - 何が問題か? -』明石書店、2002年、106頁参照。

日本は、無い物ばかりで栄えている不思議な国である。無い物を補うために異常なまでの勤勉さがある、これだけによって膨らむだけ膨らました風船玉のような「経済大国」である。針でも刺すような刺戟が外部から加わったら、風船は忽ち破れるか凋むかするのである。それにもかかわらず、各種重要資源も食糧も自給率のきわめて高い、内実の伴った真の経済大国であるかのような虚妄で尊大な錯覚に陥って、「経済大国」にふさわしい軍備による防備などと主張するのは、猫が虎の真似をする愚にひとしいことである¹⁸⁾。

「猫＝日本、虎＝アメリカ」の関係でありながら、この〔いまの〕猫がまた〔かつての〕狼になったつもりなのである。「〈経済大国〉にふさわしい軍備による防備」を手にした日本は、アジアに位置する自国のためであるよりも、アメリカの尻馬に乗るような軍事行動をしている。

結局、山内敏弘編『有事法制を検証する－「9・11以後」を平和憲法の視座から問い直す－』（法律文化社、2002年）は、現代日本の有事関連法制の本質をつぎのように指摘した。

日本の有事法制制定への動きは、アメリカの軍事外交戦略のなかで位置づけられる。

有事法制の最大の眼目は、日本が万一攻撃を受けた事態への対処ではなく逆に、北朝鮮やイラクなどへのアメリカ軍の軍事作戦行動に自衛隊が後方支援に乗りだしたさい、地方自治体や民間の全面的動員を確保するための体制をつくることにある。たしかに有事法制には、日本が攻められたさいの対処措置もふくまれている。だが、そうした事態が生ずるとすれば、それはただ、日本がアメリカの軍事行動に全面支援をおこなったことに対する、相手国の反撃やテロ活動としてしか起こりえない。つまり、有事法制は、日本がグローバル大国として戦争するさいに必要な法制なのである¹⁹⁾。

その意味で有事法制は、アメリカの「力の論理」を無批判に許容し、「非核平和」と「専守防衛」の基軸を踏みはずすならば、アメリカが作りだす「有事」に際限なく巻き込まれていくことを²⁰⁾、日本がすすんで受け入れ、仕上げるものになったといえる。

第6章 有事関連法〔など〕と天皇・天皇制問題

1) 有事関連法とイラク特別措置法

①「有事関連法の成立」

21世紀に入り日本政府は「有事法制関連法案」を成立させた。

まず2003年6月、『有事関連3法案』、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」、「安全保障会議設置法改正案」、「自衛隊法改正案」を成立させている。

つづいて2004年6月、『有事関連7法案』、「外国軍用品等海上輸送規制法案」、「米軍行動円滑化法案」、「改正自衛隊法案」、「交通・通信利用法案」、「国民保護法案」、「国際人

18) 五味川『怒り、八つ当たり』26頁。

19) 山内編『有事法制を検証する』13頁、36-37頁。

20) 寺島実郎『脅威のアメリカ 希望のアメリカ』岩波書店、2003年、150頁。

道法違反処罰法案」,「捕虜等取り扱い法案」も成立させている。

この事実は、地球全体規模で覇権を振うアメリカ「帝国」主義路線に日本が忠実にしたが、いかにいけば、その子分的同盟国たる〈属州的地位〉をいっそう明確にした。日本国内での国家⇄国民⇄市民⇄住民の次元における民主的な議論もないまま、小泉純一郎首相率いる日本政府〔というより政治家個人としての意思決定だが〕は、そのような軍事路線を復活させ、「普通の国」を定置させたつもりでいる。

コラムニストである早野 透に、もう一度聞こう。

日本のイラク特別措置法〔「イラク復興支援特別措置法」:「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」2003年8月1日施行〕は、変幻自在である。そもそも、アメリカが2003年3月20日に開始したイラク戦争は、大量破壊兵器があるなどという〈ウソ八百〉でしかけられた。

ブッシュ大統領に忠実な小泉純一郎首相はこんどは、通常国会の幕切れをみすかすかのごとく法治主義に違背するかたちで、イラクへの自衛隊の、多国籍軍としての参加をどさくさまぎれ、なし崩し的に決めた。イラク特別措置法はもともと、人道支援にかぎって手伝うのだから憲法に違反しないといっていたのだが、その「施行令」をすこしいじるだけで、日本の自衛隊を多国籍軍の一員に変身させたのである¹⁾。

しかも、多国籍軍の多国籍とは多主権ということだから嫌になれば帰れる、と日本政府は弁明した。それでいて小泉首相は国会では説明もせず、アメリカのブッシュ大統領に真²⁾先にその意向を伝えた。これは、外務省も予測しなかった小泉流の演技だったといえる²⁾。

要するに、日本国民が「選挙で選んだ議員の政党総裁が首相になり、議会も通さずに、アメリカの『あたらしい戦争』を支持した」。「首相が『支持する』ということは、日本国民がこの戦争を支持することになる」³⁾。

イラク特別措置法は憲法に違反しないといっていた小泉首相だったが、こんどは、多国籍軍への自衛隊参加という既成事実をテコにつかい、「集団的自衛権が行使できるよう憲法を改正すべきだ」と発言した⁴⁾。小泉首相はそうして、「平和国家」を理想とする憲法を破壊し、「戦争ができる国家」をつくる決意を固めたのである⁵⁾。そして、この日本の首相は、2004年7月11日(日曜日)投票日に向けた参議院選挙運動期間中の街頭演説で、「自衛隊をイラク多国籍軍に参加させた手順に異を唱えたマスコミを反米だと決めつけた」。そのマスコミとは朝日新聞と毎日新聞のことである。

両紙「社説」は、小泉首相が多国籍軍への参加を真⁶⁾先にブッシュ大統領に伝えたことや、国会抜きで閣議決定したことに批判をくわえたのだが、それを「反米」というのなら聞き捨てならないことだと、朝日新聞はただちに「社説」のなかで猛烈に反撥した⁶⁾。

1) 『朝日新聞』2004年6月22日朝刊、早野 透「ポリティカにつぼん」参照。

2) 早野 徹「小泉喝采の時は過ぎた」『論座』2004年8月、25頁。

3) 山中 恒・山中典子『あたらしい戦争ってなんだろう?』理論社、2003年、127頁。

4) 『朝日新聞』2004年6月28日朝刊参照。

5) 弓削 達監修、反改憲ネット21編『有事法制－何が問題か?－』明石書店、2002年、41頁。

6) 『朝日新聞』2004年7月6日朝刊「社説」。

2004年6月18日の新聞夕刊はすでに、「米英の了解を文書化－多国籍軍参加の政府見解判明」という見出しで、「自衛隊が主権移譲後のイラクで多国籍軍に参加する際、日本独自の指揮下で活動することで米英両政府から了解を得たとしている問題に関する、政府見解の全文が明らかになった」と報じた⁷⁾。

イラク駐留アメリカ軍のキミット准将は、2004年6月21日の記者会見で、日本の自衛隊など多国籍軍参加国はすべて自国の固有の指揮権をもちつつ、「戦場での作戦上の統制」は指揮権を別物として、その統制下に入るとの見解をしめした。同時にまた、イラクに駐留するアメリカ軍高官は7月6日、イラクで多国籍軍の統制をうけずに活動している「日本の自衛隊は恐らく、他国軍とは異なり唯一の例外だろう」という認識もしめした。

そうした発言は、日本の自衛隊が多国籍軍の統制下に入ると、歴代政権が「違憲」と解釈してきた集団的自衛権の行使に当たる可能性もある、との日本の事情を考慮したものともみられる⁸⁾。

もっとも、多国籍軍の指揮下にありながらその統制〔実際はアメリカ軍の指揮-命令系統〕内におかれぬ「唯一の例外国」の軍隊があるというのでは、この多国籍軍はそれこそ統制のとれていない統合軍(?)になってしまう。したがって、多国籍軍における日本の自衛隊〔日本軍〕の位置づけに関するアメリカ軍将星・高官の発言は、二枚舌的なあいまいさを滲ませるものであった。それは、「聞きわけのいい子分：小泉首相」が自衛隊のイラク派兵でみせた独断専行の采配を評価するアメリカが、日本に返してくれたリップサービスなのである。

②「イラクへの自衛隊派兵」

遙 洋子（作家・タレント）は、2004年に入った日本の世相を、こう批判していた。

スペインで列車爆破事件〔2004年3月11日〕が起きてから、大阪でも東京でも、駅構内に警察官の姿が目立つようになった。テロの危険性をぐっと身近に感じる。小泉さんの米国追随政策が、私たちの生活に影響を及ぼしている。こんな緊張感のある町にしたのはだれ？ 何でそこまで米国についていかなあかんの？

イラクでの自衛隊の活動は水くみ程度にとどまっている。人道支援としても、米国の要請に基づくものだとしても中途半端な感がぬぐえない⁹⁾。

小泉流の理屈でいくと、遙 洋子の発言はまさしく「反米」的なもの、あるいは「反米的→反日的」→「反日分子」のものだと断定されるにちがいない。この表現は、かつては「非国民」や「逆賊」とかいう非難の文句に、最近では〈反対意見：異論の持ち主〉を排斥的しようとするレッテル貼りに、それぞれ相当するものである。

遙 洋子の指摘にあった「イラクに駐留する日本の自衛隊が遂行している任務」とは、〈給水・医療〉や〈駐屯地周辺のインフラ改修-整備〉、つまり人道支援活動のことであ

7) <http://www.asahi.com/politics/update/0621/003.html> 2004年6月23日検索。『朝日新聞』2004年6月18日夕刊の該当記事も参照。

8) 『朝日新聞』2004年7月7日朝刊。

9) 『朝日新聞』2004年7月5日夕刊。〔 〕内補足は筆者。

る。くわえて、航空自衛隊機による米兵輸送をふくむ「安全確保支援活動」もある。だが、日本の自衛隊による諸活動の実態は、テレビ・ラジオや新聞などの報道だけでは、日本にいるわれわれにほとんど伝わってこない。

イラクに派遣された日本の自衛隊＝軍隊に関するマスコミ報道は、昔の大本営発表ほどでたらめではないが、報道管制的な不透明さがあるため、事実の全体像を的確に伝えていない。むしろ、インターネットで関連するサイトをあれこれ検索したほうが、より真実に近い情報に接することができる。インターネットによる情報収集は、後述でも触れるように、イラクのサマワ市で「水くみ程度」「にとどまっている」と揶揄された「自衛隊の活動」の真相を探るに当たって、十分な有効性を発揮する。

2003年12月9日日本政府はさきに、安全保障会議と臨時閣議で、「イラク復興支援特別措置法」にもとづく自衛隊派遣の内容をしめした基本計画、「期間1年、千人規模」を正式に決めていた¹⁰⁾。

- a) 「人道復興支援活動」……派遣する陸上自衛隊員は600人以内。イラク南東部で医療・給水・学校等の公共施設の復旧・整備を実施し、安全確保のため装輪装甲車・軽装甲機動車・無反動砲・個人携帯対戦車弾などを携行する。
 - ▲ 航空自衛隊は、クウェートを拠点にイラク国内に人道復興関連物資を輸送する。
 - ▲ 海上自衛隊は輸送艦で陸自部隊を輸送する。
 - ▲ 派遣期間は2003年12月15日から2004年12月14日まで。
- b) 「安全確保支援活動」……米英軍に対し医療・輸送・保管・通信・建設・修理・整備・補給・消毒を実施する。

イラクに派兵されている陸上自衛隊はまず、北海道の北部方面隊（方面総監部：札幌）の精鋭師団から選抜・編成・派遣し、順次、東北方面隊（方面総監部：仙台）、中部方面隊（方面総監部：伊丹）へと南下する方向で、各方面隊から選抜・編成・派遣してきている。その間の2005年2～3月、2004年12月26日に発生したインドネシア・スマトラ島沖地震の救援活動のために、東部方面隊（方面総監部：朝霞）が同地に派遣されている。当初の動向のみ紹介する。

- ・2003年12月、航空自衛隊先遣隊派遣。
- ・2004年2月、陸上自衛隊第1次イラク復興支援群（第1陣）は、司令部旭川市の第2師団より、選抜・編成・派遣。
- ・2004年5月、陸上自衛隊第2次イラク復興支援群（第2陣）は、司令部札幌市の第11師団より、選抜・編成・派遣。
- ・2004年7月、陸上自衛隊第3次イラク復興支援群（第3陣）は、司令部青森市の第9師団〔へ編成命令〕。

2004年4月27日日本政府は閣議で、海上自衛隊の派遣延長に対して、2004年度一般会計予備費から50億5810万3千円を追加支出することを決めた。また、2004年7月21日の報道では、自衛隊が駐留する「サマワに無人偵察ヘリ―防衛庁が派遣検討、〔現地の武力集団

10) <http://www.sankei.co.jp/databox/03iraq/page02.htm> 参照。2004年7月20日検索。

による] 迫撃砲対策で], という報道もあった¹¹⁾。

前掲の a) 「人道復興支援活動」は、イラクのための支援活動であるが、国外に派遣された自衛隊という軍隊の訓練・強化も兼ねている。そして、b) 「安全確保支援活動」は、イラク侵略戦争の主軸となったアメリカ軍とイギリス軍のための兵站機能を担当する。いいかえれば、イラクを侵略した2国部隊の後方支援活動〔正確には兵站活動〕を請け負う軍隊が、日本の自衛隊である³⁾。

注) 2005年12月初旬現在まで、イラクに派遣された日本の自衛隊は主に、つぎのように任務を遂行してきた¹²⁾。

- 2003年 8月……イラク復興支援特別措置法施行
- 12月……基本計画を決定
 - 航空自衛隊を先行派遣
- 2004年 1月……陸上自衛隊がサマワ入り
- 2月……陸上自衛隊が医療支援開始
- 4月……航空自衛隊が空輸開始
 - 陸上自衛隊が公共施設復旧や給水に着手
- 10月……宿营地付近に初の着弾、施設に被害
- 12月……派遣期間を1年延長
- 2005年 2月……給水を終了
- 3月……サマワの治安維持軍がオランダ軍から英軍に移行
- 5月……豪軍がサマワの治安維持にくわわる
- 6月……陸上自衛隊の車両が移動中、路肩の爆弾が爆発し車両に被害
- 12月……派遣期間を1年再延長
- 2006年 7月……陸上自衛隊がサマワから全面撤収

兵站機能の役割は、軍隊組織の作戦展開において最重要なものである。旧日本陸軍が兵站機能を基本的に無視した軍隊であり、そして、それが日本帝国の敗戦の基因になった。この事実は、日本軍事史上の基本知識である。

イラク侵略戦争の途中で米英軍の侵攻が一時期停滞したことがあるが、それは、「兵站活動の軍事的支援」が追いつかなかったためである。こういう報道がなされていた。

ロイター通信によるとアメリカ軍当局者は2004年3月29日、「補給物資の不足などから4～6日間の進軍停止命令があった」と述べた。米英の先頭部隊は、バグダッドから80キロ圏内でイラクの精鋭部隊、共和国防衛隊と対峙しているが、前線では食料や燃料の不足が表面化している¹³⁾。

11) <http://www.asahi.com/politics/update/0721/004.html> 2004年7月20日検索。〔 〕内補足は筆者。

12) 『日本経済新聞』2005年12月9日〔に補足〕。

13) <http://www.nikkei.co.jp/sp1/nt57/20030329NN000Y76729032003.html> 2004年7月22日検索。

「兵站 (logistics)」とは、戦闘部隊支援のため、戦場の後方で、弾薬・燃料・食糧などを管理、補給する機関と機能を意味する。「兵站」はなんとといっても、軍隊の戦略 - 戦術的展開において非常に重要な任務なのである。日本の自衛隊は、イラク戦争をしかけた米英軍への後方支援活動と称する「兵站」の役目、いわば「禰担ぎとちゃんこ番」役を、軍隊として遂行している。

日本の自衛隊を、「イラクで多国籍軍の統制をうけずに活動」する「恐らく」、「唯一の例外だろう」と説明したイラク駐留アメリカ軍のキミット准将は、すでに充分骨抜きになっている日本国憲法の問題に多少の配慮をしめしつつ、日本軍のアメリカ - イギリスへの軍事協力：兵站活動に感謝する気持を、日本政府に対して表現したものといえる。

イラクに派遣された日本の自衛隊関連では、米英軍のための兵站活動もふくめて百億円単位で軍事関係予算が費消されてきている。その任務は「イラクのための人道復興支援活動」および「米英軍のための安全確保支援活動」にあるという。そうであれば、その点、秘密でもなんでもない「日本の人道的ならびに軍事的な貢献」を、なぜ、もっと具体的に詳細に報道しないのか不思議である。

もとより、「米英軍のための安全確保支援活動」という表現：口実が、たいへんおかしい。石破 茂防衛庁長官は、日本の自衛隊はイラクの「非戦闘地域」にのみ派遣するという、観念的・空想的な詭弁を弄していた。「兵站」という軍事的活動は、戦闘地域に対する、あるいは戦争事態における「活動」以外のなにものでもない。

イラクにおいては米英軍が直接戦闘活動に対面 - 活動し、この軍隊に対して日本の自衛隊が「兵站」活動をしている。にもかかわらず、日本の自衛隊が「イラクで駐留する場所が戦闘地域であるか否か」というような珍妙な設定をもちだし、日本国憲法に違反・抵触しない方式で自衛隊を派遣しているなどと強弁する。これでは、専門用語の使いかたを破綻させている。戦争オタクの担当大臣としても、その識見が疑われて当然である。

さらにいえば、国会で与党を組む「自由主義と民主主義を党是にするという〈自民党〉」と「平和で幸福な人間主義の生活を標榜するという〈公明党〉」は、詭弁〔奇弁！〕を承知で実質、日本の自衛隊を集団的自衛権の発動に引きずりこんだのである。

イラクに派兵された自衛隊（軍隊）は、日本国内ではできない軍事訓練をおこなっているという情報もある。これを、人道支援という名目でカムフラージュしたいのか。逆に、国内向けの宣伝方法・情報操作の意向があるならば、人道支援の側面をもっと強調してもよいはずである。

なんとといっても、イラクに駐留する日本の自衛隊の位置づけに漂う「中途半端」「不徹底」は、アメリカ軍高官による前段の発言にも示唆されていた。それは、「日本の軍隊がアメリカ軍の麾下にある多国籍軍に参加しながらその統制下に服しない」、そして「日米軍事同盟の関係にある」という摩訶不思議、いかえれば、どうにも説明のつかない、まやかしの「奇妙な位置づけ」に触れたものなのである。

③「給水支援活動の本当の姿」

不思議なのは、毎日1億円の費用をかけて210万円分の水をつくっている自衛隊は、その水を現地の人たちにどのくらい使ってもらっているのか。あるいは、自衛隊員用に必要な水としてどのくらい使っているのかなど、日本の国民や納税者^{タックスペイヤー}である〈われわれ〉に、

きちんと伝えられていないことである。

以下の議論は、インターネットを検索しながら探しあてた材料も活用したものとなる。まず、「フランスNGO給水、自衛隊の8倍」（2004年4月29日）という情報がある。

陸上自衛隊が駐留するイラク南部サマワなどで、フランスのNGO（非政府組織）が、日本外務省の資金協力による給水活動を、早ければ2004年5月から始める。

給水対象は6万人。陸自がサマワで実施している給水活動の目標1万6千人を大きく上まわる。費用は約3900万円。自衛隊のイラク派兵経費403億円のわずか千分の1である。

外務省によると、給水活動をするNGOは、フランスのアクテッド（ACTED）。アクテッドの要請にもとづき、4月20日に無償資金協力を決めた。日本の資金で計画のすべてをまかなう。

費用の中心は、給水車両35台のレンタル料（6カ月分）。

ムサンナ州に3つある浄水施設のうち、新ルメイサ浄水場から、サマワ市南部とムサンナ州郊外の住民を対象に給水する。給水作業は、現地のイラク人を雇用して実施し、フランス人スタッフは現地におかない。

給水量は一日あたり600～700トンの計画で、陸自の給水能力80トンの約8倍に当たる。給水対象6万人に対し、1人あたり約10リットルの計算。

陸自の目標1万6千人は1人あたり5リットルで計算したもので、この基準でいえば、12万～14万人分に当たる。防衛庁がみこんでいるサマワでの給水需要9万人を大きく上まわるものである。

外務省は、この資金協力についてイラク復興支援の一環と説明している。自衛隊派兵の論拠があらためて問われている¹⁴⁾。

遙 洋子が前項でいったように、「イラクでの自衛隊の活動は水くみ程度にとどまっている」わけではけっしてないが、ただ「人道支援としても、米国の要請に基づくものだとしても中途半端な感がぬぐえない」ことは、たしかである。

テレビ・ニュースで〈われわれ〉が視聴できる範囲内での報道はもっぱら、イラクに派遣されるまえの自衛隊が「戦地用に装備された給水施設」を稼働する様子、つまり「ホースの口から浄水がほとぼしる」映像を繰り返すだけであった。そして、イラクに派遣された自衛隊のその後を視覚的に伝えるテレビ報道は、意外と目にするできない。

総体的にみて、イラクに派兵された自衛隊の活動全体に関する情報は、非常に乏しいのである。かといって、自衛隊の派遣や帰国のさいの壮行式・帰隊式などの様子は、かなりの程度報道されている。自衛隊サイド、あるいはその応援団的なホームページは、いくらでもある。しかし、それらには、特定の意図＝宣伝臭を強く感じさせる。

自衛隊の人道支援活動：事実そのものを、詳細に報道することになにか差しさわりのあるのか、それともなにかまずい理由があるのかなどと、勘ぐりたくもなる。ましてや日本政府は、米英軍に対する自衛隊の兵站活動〔→「後方支援」といいかえている〕の実態に

14) <http://blog.goo.ne.jp/taro-ka/e/fa687c272f155cf90c0a26e3d84bdc23> 2004年7月22日
検索。

関する情報・知識を、周囲に十分に与えようとしなさい。

もとより、一般論でいえば、軍隊の活動には秘密がつきものである。

筆者が以上まで段落を記述していた時期、朝日新聞は、2004年7月19日朝刊に「陸自サマワ入り半年」と名づけた記事を掲載し、こう報道した。

イラクのサマワに派遣され、給水や施設復旧などの活動を拡大している陸上自衛隊の第2次派遣隊は、当初日本政府が描いたシナリオ〔自衛隊につづき、NGO：非政府組織や日本企業が進出して地元から歓迎をうける〕とは、ほど遠い現実にある。2004年7月18日で、陸上自衛隊が道路や学校など補修を済ませた、あるいは現在着手している施設は17箇所である。給水量は1日150トン前後であり、これまで12,246トン給水した。

サマワを州都とするムサンナ州のアハメド・マルゾク評議会議長は2004年7月17日、日本外務省サマワ事務所がわたの会談で、陸上自衛隊をふくむ日本がわたの支援が州がわたの当初の期待をはるかに下まわっていると述べ、失望感を表明した。「日本がもつ高度な技術を生かし、住民を支援すべきだ」とも強調した。また、同州のアブドル・モフセン報道官は、自衛隊の支援活動を「期待した水準以下」と評価した¹⁵⁾。

このイラクがわたの地域代表の反応を、2004年7月26日の日本経済新聞は、つぎの枠内のように報道していた。

＝イラクの自衛隊・邦人動向＝

－イラク・ムサンナ州評議会議長、日本の支援に強い失望－

【サマワ25日共同】 陸上自衛隊が活動するイラク南部サマワを州都とするムサンナ州のアハメド・マルゾク州評議会議長は、7月25日までに共同通信とインタビューし、陸自の支援について「われわれの期待をはるかに下まわっている。高度な技術をもつ国にふさわしい活動ではない」と述べ、失望と不満を述べた。

議長は「日本がすべき支援は、電気や水の供給、工場建設といったインフラ整備事業で、学校や建物の修復などといった単純な事業ならきっぱりと断わりたい」と指摘した。

さらに「復興に関してわれわれは多くの提案をし、陸自はそれを採用すると約束したが、なんの進展もない」と批判した。

出所) 『日本経済新聞』2004年7月26日。

先述には、ある「フランスNGO」による「給水量」は「自衛隊の8倍」あり、しかも「自衛隊のイラク派兵経費403億円」にくらべてその「NGOの費用は約3900万円」、自衛隊の「わずか千分の1」、という論及がみられた。「費用対効果分析(cost-benefit analysis)」

15) 『朝日新聞』2004年7月19日朝刊。

をこまかに計算するまでもなく、日本の陸上自衛隊による支援復旧活動は本来なにを任務としているのか、と問われて当然である。

日本の防衛庁長官石破 茂はかねて、日本のイラクに対する人道復旧支援は自衛隊〔軍隊組織〕でなければ不可能だと断言したうえで、日本のばあい、憲法の規定に違反する恐れを避けるために非戦闘地域にかぎって派遣するのだと、奇妙な国会答弁をしていた。それならば、日本のサマワにおける人道復興支援は、NGOに任せてもよかったはずである。

ところが自衛隊による支援復旧活動は、けっしてお世辞にも、効率的でも経済的でもない。当然である。給水活動のばあい、軍隊が軍事的に使用する給水施設を充て、しかも自衛隊で消費する水量は確保しておき、残りの水量をサマワ地域におすそ分けするかたちで、支援する方法である。そうであれば、浄水能力の低さ - 制約から判断して、その〈給水という人道支援〉活動をうける相手がわでの評価が芳しくないのは、必然的な結果である。この点に関するくわしい議論はさらに後段でおこなう。

イラクの支援活動のために出動した自衛隊だが、「水の供給」に関していえばまったく噛みあっておらず、現地の人びとの要請にまともに応えていない。ムサンナ州のアハメド・マルゾク州評議会議長は、「日本がすべき支援は、電気や水の供給、工場建設といったインフラ整備事業で」と要請した。「水の供給」について支援するのであれば、自衛隊の装備する浄化装置によるのは非現実的であり、給水施設の増設や拡充をインフラ整備によっておこない、そのうえで「水の供給」を増やすかたちにする、というものになるのではないか。

ところで、ジャーナリストの渡邊修孝〔と安田純平の2人は2004年4月14日、バグダッド西部のアブグレイブで武装グループに拘束され、17日に無事保護された〕は、2004年3月にサマワの自衛隊宿営地を訪問しており、給水活動の実態をつぎのように報告している。

自衛隊は浄水活動をするということなのですが、今どれくらい浄水をやっているんですかと隊員に聞いたら、とりあえず今のところは宿営地の中だけで間に合う程度ですと言うんですよ。だいたい1日5トンくらいだそうです。5トンではとうていサマワの町は無理だろうなという量です。

確かに自衛隊は給水活動はやっているんですね。給水車を走らせて。その水をどこから補給するかというと、もともとサマワにあった浄水設備から水を補給して、町に給水に行っている。必ずしも自衛隊が浄水作業をやっているわけではなく、ただ水を配る手伝いをしているだけなんです。というわけで、自衛隊の給水設備は何の役にも立っていませんでした¹⁶⁾。

サマワの自衛隊はさきの新聞報道によれば、地元市民のために「1日の給水量150トン前後を」配給している、と説明されていた。だが、先段の報告によれば、宿営地内で浄水して製造した水は、サマワ地域に対して提供できる分量ではなかった。それも、サマワの宿営地に駐屯する自衛隊全員〔600名〕が「1日1人当たり100リットル使用する」と仮定して、その10分の1も満たせないような水量、「5トン〔→100リットル×50名=5トン〕の浄水化作業」をしているだけである。この分量では、自衛隊員が1日の作業を終え帰営

16) <http://www.janjan.jp/special/0406/0406095218/1.php> 2004年7月25日検索。

しても、満足にシャワーを浴びることさえできないのではないか。

— 結局、こういうことである。

日本政府が定める「人道復興支援活動」に従事する自衛隊員は、120人〔内訳は、浄水・給水活動30人、自衛隊員の治療と合わせて現地の医療支援活動をおこなう衛生隊40人、宿営設営後に公共施設復旧活動にあたる施設隊50人〕にすぎず、警備部隊のほうの数が多い。その給水・浄水活動も、サマワ市街地へ出かけておこなうのではなく、宿営地で濾過した水をサマワ市の給水車に宿営地までとりにきてもらい、サマワ市給水車がサマワ市民に水を配るといふものであり、給水活動の一部を補助するにすぎない作業しか予定していない¹⁷⁾。

すなわち、イラクのサマワに派兵された自衛隊は、現地において「水を配る支援活動に関して」「その一部を補助する」とどまる。

ところが、日本政府の細田博之官房長官は、2004年7月26日の記者会見で、イラクでの自衛隊の支援活動を振りかえり、こう述べた。「陸自は〔イラクへの〕主権移譲後も浄水装置を活用しながら飲用水を1日約200トン程度提供しているほか、サマワの道路や学校施設などの修復作業を十数カ所にまで増やした¹⁸⁾」。

細田官房長官の説明は、自衛隊の浄水ないしは給水活動がサマワ地域社会において、どのような位置を占め、あるいはどのくらい役だっているかの具体的な言及がない。したがって、現地における自衛隊のくわしい活動と実質での貢献度は不詳である。もちろん評価のしようもない。

筆者はつぎのようなホームページの記事をみつけたが、その内容を読んでチンプンカンプンの印象をうけた。挙証している「数字の理解」、いいかえれば「総量」や「延べ人数」の表現に問題がありすぎるし、その〈量〉に関する説明のしかたのみならず、〈質〉の理解からして疑念を生じるほかない記述である。

＝イラク人道復興支援 自衛隊の派遣延長Q&A＝

(2004年12月11日付 公明新聞から)

自衛隊の活動は現地の復興に役立っているのか？

自衛隊の浄水・給水活動は、1日に5万6000人分、200トンから280トンの水を供給しており、サマワ住民16万人の3人に1人が恩恵を受けています。病院や学校の修復では、1日あたり300人から500人の現地の人を雇用しながら、自衛隊員も一緒になって作業に当たり、すでに9校の学校修復が終了しています。

日本は自衛隊の人道復興支援とODA（政府開発援助）を「車の両輪」としてイラク復興支援を実施中です。主な成果（イラク全土）は次の通りです。

- ・延べ30万人以上の雇用創出

17) 2003年12月20日の朝日新聞などの報道。http://www.haheisashidome.jp/sozyou/sozyou_6.htm 2004年7月25日検索。

18) 『日本経済新聞』2004年7月27日。

- ・ 電力：発電所の復旧，変電器などの供与でイラク供給電力量の約10%を復旧
 - ・ 医療・保健：病院の修復，医療機材や医薬品の供与で年間延べ約400万人の利用体制を整備
 - ・ 水・衛生：上下水道の修復・整備で延べ約200万人を支援
 - ・ 教育・文化：学校の修復で延べ約610万人の生徒，学生を支援
 - ・ 給水車，消防車両などの供与，通信網の復旧
- 自衛隊は川の水をきれいにし（浄水），給水しています。民間のNGO（非政府組織）は浄水ができず給配水だけなので，当面は自衛隊が必要なのです。

出所) <http://www.iwoma-net.com/qa/iraq-encho0412.htm>

また，いままでの論及に照らせば，「自衛隊は川の水をきれいにし（浄水），給水しています。民間のNGO（非政府組織）は浄水ができず給配水だけなので，当面は自衛隊が必要なのです」と解説した点は，故意に事実を歪曲している。これは，自衛隊の活動の「事実の一面」を誇大に喧伝するだけでなく，NGO〔フランスのアクテッド（ACTED）〕の給配水活動を意図的に矮小化し，毀損するものでもある。

「1日に5万6000人分，200トンから280トンの水を供給しており，サマワ住民16万人の3人に1人が恩恵を受けています」というが，その該当者1人当たりに対して「1日何リットルを給水している」ことになるのか，計算してみよう。こうなる。

※ 280〔200〕トン÷（16万人÷3＝5万3334人）＝5.25〔3.75〕リットル

「イラク供給電力量の約10%を復旧」というばあい，その電力量が何万キロワットとか何万ギガワットというような単位で表現されていない。定量的に明確に説明しないのであれば，説得力を欠く。同様に，「教育・文化：学校の修復で延べ約610万人の生徒，学生を支援」というさい，なにをどのように支援したのか，より具体的に説明しなければなんのことやらさっぱりわかりえない。

— そもそも，日本の国会における特別委員会〔2003年6～7月「イラク復興特別委員会」〕では，自衛隊が「対米給水支援をすることで，アメリカ軍に〈治安確保：民衆弾圧〉に専念してもらおう効果がある」と議論していた。すなわち，「自衛隊の〈給水活動〉のウソ・ごまかし」は，「給水活動」がもちだされた当初，その目的が純然たるアメリカ軍給水支援であり，民衆への給水支援は事実上まったく眼中になかったことにおいて，明らかなのである¹⁹⁾。

それでも，「軍人に特有というか痼疾である〈幼稚な欲望〉と〈強引な理屈〉」は，イラクに対する支援復旧活動を名目にぜひとも，「日本のもてる戦力＝自衛隊」を派遣し，これを大々的に示威したかったのである。しかし，「イラク・サマワ地域の人道支援に自

19) http://www.jca.apc.org/stopUSwar/Japanmilitarism/jdf_sending2.htm 2004年7月22日検索。

衛隊に装備されている給水装置が役立っている」という日本政府の発表は、実際には、本来の目標をすり替えた「お為ごかし」か、そうでなければ、せいぜい針小棒大の造り話である。

そのように、自衛隊の装備である軍用給水施設を利用した「効率性・経済性無視の給水活動」は、はじめからイラク・サマワ地域のための支援活動を想定していなかった。自衛隊用「給水装置」の「浄水化能力」は、「1日に5トン前後」しかない。この給水量5トンは、自衛隊が「地元の給水施設が浄水した水を1日に150〔～200〕トン配給する」ことに比べれば、わずかである。しかも、「1日に150〔～200〕トン配給する」ことも、現地施設の「給水活動の一部を補助する」ものにすぎなかったのである。

ところが、日本政府は、地元の施設による給水分まで、あたかも「自衛隊が給水活動して供給している」かのように、関連の情報をマスコミに対して操作的に流してきた。既述のように、自衛隊の給水施設による「1日に5トン前後」の「浄水化能力」のうち、まず自衛隊内ではどのくらい費消され、サマワ地域のためにはどのくらいの量を提供しているのか、わかりにくいのである。いずれにせよ、「1日に5トン前後」という数字は単純にみても、現地の自衛隊に供給する分としてすら不十分な給水量である。それは、「とりあえず今のところは宿营地の中だけで間に合う程度です」ということであった。

当該の問題を理解する鍵は、軍事用の給水施設を利用した点にある。自衛隊が今後において、より本格的な戦争事態に対峙したときを想定し、軍隊〔自軍！〕限定用の給水装置を運用する伎倆を高める意図で、支援復旧活動を利用したとも解釈できる。つまり、陸上自衛隊が手持ちの給水施設をイラクにもちこんだのは、自衛隊自身の能力向上、つまり実戦的な訓練・使用のためであった。戦場であれば入浴だとかシャワーのために利用する給水活動は想定外である。戦地で必要となる飲用・調理用の水量であれば、部隊単位でも〔500～600名として〕5トン前後なら、なんとか「間に合う程度」である。

1トンの水は千リットルである。日本で通常1人が1日に使う水量は、500～600リットルぐらい。アメリカのばあい都市部によっては、千リットルに達する地域もある。イラク・サマワ地域では、給水を飲料・炊事関係にのみ当てると仮定して、1日当たり1人の使用量はどのくらいに見積もればよいのか。

1人当たりわずか5リットルの給水活動という水準は、飲料・炊事にかぎった生活用であっても、最低限必要な水を提供するにとどまる。もっとも、サマワに派兵され駐屯している自衛隊員は、前述でも仮定した1人1日100リットルの水を使っている²⁰⁾と、10倍の数字もしめされている。

水の入手に困難な地域に住む人びとは、1日に25～30リットルほどあれば、いちおう満足できるといわれる。だが、サマワ地区で自衛隊が浄水活動をおこなってつくる水量は、自衛隊員だけに必要な最低の分量にも達しない。

それゆえ、サマワ地域の住民に対する自衛隊の支援復旧活動は、地元にもとからある給水施設から水を運搬・提供する手伝いが、主な仕事となる。だから、自衛隊による浄水作

20) http://www.min-iren.gr.jp/search/06press/genki/152/genki152_05.html 2004年7月25日検索。

業は、地元にとって格別なものではない。サマワ地区における自衛隊の支援活動が、不評判である事由の一端がのぞける。

既出の渡邊修孝は、『戦場イラクからのメール―レジスタンスに「誘拐」された3日間―』（社会批評社、2004年5月）、『自衛隊のイラク派兵隊―友よ殺すな殺されるな！』（共著、社会批評社、2004年9月）、『戦場が培った非戦―イラク「人質」渡邊修孝のたたかい』（社会批評社、2005年3月）などの著作をもつが、イラクに派兵された日本の自衛隊による浄水・給水活動に関する調査をもとに、ホームページのなかでさらにこう解説している。

◎「民間に浄水・給水作業を任せられないのか」

給水担当部隊は2004年3月初めのころの段階で、宿営地の自衛隊員が550名で使い切る量しか浄水できなかつた。これは、トラック移動できる自衛隊で使用する簡易式浄水器の限界だったとみられる。だが、その後新たな浄水設備を搬入して、運河から取水した水を供給できるようになったらしい。

それが、いつごろからおこなわれるようになったのか答弁書には明記されていないが、2004年の5月26日までのあいだに合計、約8830トンの水を浄水したことになっている。そして、「このうち、約4340トンについては無償資金協力によってムサンナー県水道局に供与された給水車等に対して供給し、約420トンについてはオランダ軍に対して供給し、および、残余の約4070トンについては自家使用をしたところである」と述べている。このことから、自家使用（宿営地分）が4070トンだとして、4340トンのサマワ市民に供給された水は、いったいどれほどの量なのか考えてみよう。

ちなみに、0.001トン＝1リットルであり、私〔渡邊修孝〕ひとりが〔現地で〕1日に使用する水の量が0.020トン＝20リットルとする。ひとまず百歩譲って、3カ月＝90日間の活動期間とみなし、自衛隊が15万人のサマワ市民に給水したとしても、その総量が約4340トンであったら（ $4340 \div 90 \div 15万 = 0.00032$ リットル）になる。サマワ市民はなんと、1日にひとりコップ1杯分の水しか自衛隊から供給されないことになる。つまり、その給水量なら計算上だと、サマワ市民15万人すべてに十分な量の水を供給するとすれば、自衛隊はたったの1日分しか働けないことになる。

2004年3月の段階で、私がサマワの調査活動をおこなっている間にも、第1次復興支援群がすべて宿営地にそろっていたわけではなく、段階を置いて徐々に部隊がととのっていくという状態だった。要するに、実際に給水活動や学校などの各種施設の復旧・整備作業へ本格的にとりかかったのは、2004年4月に入ってからになる。第1次復興支援群が本格的に作業を稼動したのが、交代1カ月まえということになるのだ。

ところが、現実にはフランスのNGO団体の「ACTED」がずっと給水活動をおこなっている（前述の「フランスNGO」を指す）。彼らは現地でイラク人スタッフを雇って活動している。もともとサマワで稼動中の「ルメイサ浄水場」や「ワルカ浄水場」から水を引いてきて、それを給水車に補給してムサンナ州全域に供給している。そして「ACTED」こそ、日本政府・外務省から無償資金協力で約4000万円の援助をうけている²¹⁾。

21) <http://www5f.biglobe.ne.jp/~wattan428/page035.html> 2005年1月5日検索。〔 〕内補足は筆者。

立花 隆『イラク戦争 日本の運命 小泉の運命』（講談社、2004年6月）は、イラク・サマワ市での日本の自衛隊による浄水・給水活動の真相を、つぎのように批判する。なお、この説明の情報源は、前出の渡邊修孝によるものである。

◎「浄水・給水作業の実態はほとんどフィクション」

現地の自衛隊員に自衛隊が給水できる水の量を聞くと、「ほとんど自分たちが宿営地で使いきってしまうくらいの水量しかできない」という、びっくりする答えが返ってくる。

サマワ市民はみんなが水が足りなくて困っているだろうと思い、市の浄水場を見学に行くと、市にはりっぱな浄水場があり、1日2千4百万リットル（自衛隊浄水設備の300倍）と、大変な浄水能力をもっている。その市の給水所には、使いこんで錆のめだつ古い給水車のタンクローリーが何台も停まっている。

ところが、そのなかに白くて真新しいタンクローリーがみつき、日本が提供した「日の丸を付けた給水車」であることがわかった。しかし、日本が提供したそのタンクローリーは、自衛隊が「給水活動で浄水した水」を運搬するためではなく、「サマワ市の浄水場で浄水された水」を市内に運んで給水するために使われている、というのであった²²⁾。

梅田正己『「非戦の国」が崩れゆくー有事法制・アフガン参戦・イラク派兵を検証するー』（高文研、2004年3月）は、「9・11」以降において、日本の軍隊＝自衛隊の各部隊がイラクに派兵された目的・任務を、さらにこう説明する。

送られる部隊は550人で編成され、イ)警備中隊130人、ロ)人道復興支援活動120人、ハ)司令部・後方支援300人であり、実際にロ)「人道復興支援活動」に従事するのは2割にすぎない。理由は明瞭であり、そこはまだ戦争状態が継続中だからである。

そのイ)「警備中隊」は、機関銃や対戦車火器の射撃技術をもった隊員や、装甲車両が操縦できる隊員で構成されており、まさに戦闘部隊にほかならない。その警備中隊に守られておこなう人道復興支援には、a)浄水・給水隊の約30人、b)衛生隊（医療支援）の40人、c)施設隊（施設の復旧）の50人という、3隊が当たる。そしてこのほかに、司令部や通信、整備・補給、輸送などに当たる隊員が300人である。

支援活動の目玉となる浄水は、ユーフラテス川の水を宿営地のなかに引きこみ、トラックに積みこんだ浄化装置を使っておこなう。その宿営地は、車で突っこんでくる自爆攻撃を防ぐため、東京ドーム14個分の広さの土地をフェンスと鉄条網の二重の外壁で囲み、さらに、周囲に塀と壕をめぐらす。出入口も1カ所だけで、それも直進できないように障害物をおいてジグザグにしかすすめないようにしてある。施設隊が1カ月をかけて造ったトーチカのない砦である。

自衛隊の宿営地に、サマワ市がもつ20台の給水車で浄化した飲料水をとりよせてもらい、市民に給水してもらおう。自衛隊が自分で給水しないのは、市内へ出ていくと攻撃される恐れがあるからである。したがって、浄水・給水支援とはいっても、宿営地のなかだけの浄水作戦となる。これで本当にサマワの人たちに喜んでもらえているのか。実はサマワには、きちんとした浄水場がある。ただ、その悩みは停電とそれを補う発電機の老朽化だと、イラク現地の水道技師はいていた。つまり、必要なのは浄化装置ではなく、電力なのであ

22) 立花 隆『イラク戦争 日本の運命 小泉の運命』講談社、2004年、272-273頁参照。

る。しかし、それ以上にイラクの人たちが広く求めているものは、雇用・働き口である。

だが、自衛隊の給水隊は宿営地のなかで浄水作業をおこなうだけである。また衛生隊も病院テントを張って、治療や医療指導をおこなうだけであり、施設隊も学校など公共施設の修復や道路の補修をするだけであるから、たいした雇用はみこめない。「なんだ、日本の部隊もオランダ軍と同じじゃないか」、サマワの人たちの失望・落胆する顔がみえるようである。

イラクの人々がなにを切実に求めているか、それは誰の目にも明らかである。それなのに、自衛隊の称する「人道復興支援」しかできないのは、なぜか。すでに日本のNPOはイラク各地で支援活動をつづけてきている。にもかかわらず、日本政府が陸上自衛隊の派遣に固執したのは、ブッシュ政権から「ブーツ・オン・ザ・グラウンド（陸上部隊の派遣）」を強く求められてきたからである。一方、自衛隊を「軍隊らしい軍隊」に脱皮させたい小泉純一郎首相は、このイラク派兵をその突破口にしようと望んでいる²³⁾。

日本政府の政策は、彼らなりに一貫している。404億円の経費を使ってイラクに出兵した日本軍は、東京ドーム12個分の巨大な陣地を築くことにまず「全力を挙げ」た。「非戦闘地域」に完成した二重鉄条網の武装基地は、そこの駐留軍が米英軍の輸送業務に従事しているからには、レジスタンス勢力から見れば、「平穏だった」サマワ地域に突如として、標的とすべき「戦場」が出現したことを意味する。周辺で抗議デモが行なわれ、砲弾発射が行なわれたのは「必然」である。日本政府が、イラク全土を戦場化することに大きな力を貸しながら自衛隊の活動は「人道援助」だと言いつつ募るのは、人質事件について逆効果の言動に専心しながら「解決に全力を挙げている」と言いつつ募ると瓜二つである²⁴⁾。

こうした説明から理解できるのは、イラク復興協力への一環であるはずのサマワ市における「日本の自衛隊の給水活動」が、実際にはサマワ市民のためではなく、日本の軍隊組織じたいを鍛えるための「実地訓練：給水活動」であったことである。もとより、自衛隊が「現地の給水活動のために充当している機械・設備」は、軍隊として作戦行動を展開するさいに必要な、つまり「自軍＝自衛隊」という「部隊組織の軍事活動の展開において必要とされる水量を供給する」ために装備されているものである。それゆえ、その給水能力からみても、当初より「民間人：他人に水を分けてやる」ために用意された「軍備：給水装置」ではない。

ましてや、イラクの現地における自衛隊の活動は連日酷暑の気象条件下であるから、自衛隊が用意した浄水装置でつくれる水量の用途は、「自分たちが宿営地で使いきってしまうくらいだ」というものを聞いても、それほどびっくりすることはないのである。

要するに、自衛隊がイラクのサマワ市民のために給水活動をしにいったというのは、マスコミ向けの演^{パフォーマンス}技でしかない。というよりはむしろ、イラクに派遣した陸上自衛隊をサマワで訓練させている、そして、給水装置稼働の実戦的な訓練も体験させている、とい

23) 梅田正己『「非戦の国」が崩れゆくー有事法制・アフガン参戦・イラク派兵を検証するー』高文研、2004年、236-240頁。

24) 太田昌国『「国家と戦争」異説ー戦時体制下の省察ー』現代企画室、2004年、374-375頁。

ったほうが正解なのである。

古い新歴史教科書の……人びとが、いまアメリカ合州国の侵略戦争に日本国家が追随左袒することに反対するのは、日本国家が戦争することに反対しているのではない。日本国家が自前で戦争することのできる国家になるために、戦争を戦争とも公言できぬまま戦争を給水事業と言いくるめなければならない現在の屈辱に反対しているのだ。イラクの砂にとっては焼け石に水の水運びなどではなく、イラクの砂に血を染み込ませるような戦争に、ゲームセンターやパソコンゲームで知っているような本物の戦争に、臣民たちが、装丁たちが、堂々と出征していけるような国家こそ、かれらの究極の夢なのだ。— そのためにこそ、かれらは、上と下とを逆転させて、代替不可能な固有の生命である個々の人間よりも、代替可能な役割存在に過ぎない天皇とその一家を上置き、こうして、かれらが否定する日本国憲法と軌を一にしながら、天皇とその一家に国民統合の象徴としての役割を切望する²⁵⁾。

イラクに派遣された日本の自衛隊は、われわれの血税を使って、わざわざイラクやサマワ市民のために現地で活動しているのではない。海外派遣の実際的な練兵場をそこに求め、軍隊組織としての訓練活動をしているのである。専守防衛を根本理念とする日本の自衛隊3軍の幹部〔最高司令官は日本国首相〕が、アメリカのいいなりではあっても、欣喜しながら海外派遣をうけいれ、陸軍の兵隊や海軍の軍艦、空軍の輸送機などを勇躍派遣することにしたのは、軍人に特有の精神構造的な事由もあったからである。

立花 隆『イラク戦争 日本の運命 小泉の運命』（講談社、2004年6月）は、時代の「状況がちがいすぎるほどちがうのが誰の目にも明らかだ」と断わりつつも、「今回のイラク出兵、私は……シベリア出兵の二の舞になる恐れが多分にある」と危惧している²⁶⁾。細谷千博『シベリア出兵の史的研究』（岩波書店、2005年1月）も、「シベリア出兵の歴史に含まれる教訓は、今日イラク戦争を考える上でも役に立つはずである」と、つぎのように解説している。

シベリア出兵の歴史は、日本軍部にとっては失敗の記録であり、戦前はその研究はいわばタブー視され、この戦争において日本が対外選択面でおかした誤りや軍事行動の醜悪な一面に究明のメスを入れることは、少なかった。しかしこの戦争は、次の世代にとって学ぶべき教訓を実に多く含んでいる。たとえば、シベリア出兵の歴史について深い知識をもつ軍人であれば、日中戦争の際、それを活用し、反省の材料にしえたはずである。いったん派兵すると、撤兵がいかに困難な業になるか、シベリア出兵の際の単独出兵の歴史がこれをよく物語っている。太平洋戦争に突入した1941年、戦争の回避をもとめた日米交渉も、中国からの日本軍の撤兵問題で難航、ついに暗礁に乗り上げ、戦争となった²⁷⁾。

25) 池田浩士『文化の顔をした天皇制—池田浩士〈象徴〉論集—増補改訂版』社会評論社、2004年、344-345頁。

26) 立花『イラク戦争 日本の運命 小泉の運命』206頁。

27) 細谷千博『シベリア出兵の史的研究』岩波書店、2005年、〔あとがき〕312頁。

2) 有事関連法とアメリカの意志

元首相中曽根康弘は、小泉純一郎のことをこう論評している。

彼の癖は視野狭窄になることで憲法、教育、外交など重要政策の基本線なくしてその場の対応だけで流れてきている。不易と流行（変わらないものとはやり）という言葉があるが、流行ばかり追っている。典型的なポピュリズムだ。基本線を語らないし、やっていることの中に脈絡がない²⁸⁾。

小泉首相は、かつて〈風見鶏〉とあだ名された中曽根元首相に「視野狭窄の人間」などと批判されたくはなかつただろう。だがともかく、その指摘は肯綮に当たっていた。

留意したいのは、『有事関連3法案』のうち「〈武力攻撃事態〉法」が、日本国首相に戦前の天皇のような「非常大権」を与えていることである。その「切り札」を使うかどうかの判断は首相〔＝小泉純一郎〕が握り、使うばあいには現行憲法で保障されているあらゆる人権を奪いとって、国民を総動員し協力させ、これに逆らう者は徹底的に弾圧する。それを法制上可能にするのが、有事法制関連3法なのである。

要は、有事関連3法は「武力攻撃事態」という新たな概念をつくって日本の海外での武力行使〔侵略戦争もふくむ〕を可能とし、その判断の権限を首相に与え、この「武力行使」〔戦争〕にいかにか国民を総動員していくかが追求されている²⁹⁾。

「有事法制関連法」を別言するなら、まさしく「戦時体制〔国家総〕動員法」である。教育現場における国家主義礼儀の強要・強制も考慮するとき、あの「戦争の時代」になにも学ばぬこの国は、過去に犯した〈愚〉を再び単純に繰り返す危険に接している。

旧社会党は、民社党になってからその政治的な勢力は形無しである。日本共産党も、かつてのような反体制勢力としての迫力に欠ける。日本共産党は、現憲法下に存在する天皇制度を認知した。そして、民主党は、まだ自民党と公明党の野合連立政権に対して政権交替を実現できていない。

「日本という国は危ないね」、ある欧州の外交官がつぶやいた。憲法という法治国家の根幹の規律を変える手続きも経ず、平然と「解釈改憲」で、自衛隊を米国支援で派遣する決定をする日本を議論した上で一言だった。時代の空気で瞬時に変容する経綸の欠如。確かに「非核平和主義」が、力の論理に傾斜し始めるや、瞬く間に「日本も核武装を」に変節しかねない危うさを内包している。「米軍が駐在して日本の危機を封じ込めてくれるほうがまし」という本音を諸外国が抱いている現実を重く受け止めたい³⁰⁾。

「虎のあとに喜んで付いていく猫」自身が実は、「猫が虎の真似する愚」をよく感知できない。

日本が無条件にアメリカのイラク戦争 - 占領統治を支持する姿勢をみせたことにより、以後、親日の雰囲気濃厚だったイラク国民のあいだに顕著な変化が生じた。時間をさかのぼって、つぎの有名な3事件を紹介する。

28) 『日本経済新聞』2004年7月5日、「オピニオン」欄「中曽根氏語る 対症療法でいいのか」。

29) 弓削監修『有事法制 Q&A』63頁、74頁、82頁。

30) 寺島実郎『脅威のアメリカ 希望のアメリカ』岩波書店、2003年、150頁。

- イ) 2004年5月27日、日本人のフリー・ジャーナリスト橋田信介と小川功太郎が乗った車両が、イラクのバグダッド南方で襲撃をうけ、2名とも死亡した。
- ロ) 2004年4月7日、高遠菜穂子（ボランティア）、今井紀明（フリー・ライター）、郡山総一郎（フリー・ジャーナリスト）の3名がイラクの武装勢力に拘束されたが、4月15日に解放された。
- ハ) 2003年11月29日、日本国の外交官、奥 克彦参事官と井ノ上正盛書記官の2名は、イラクのティクリート南方で、何者かの襲撃により死亡した。この事件に対して外務大臣川口順子は、「テロに屈せずイラクの復興支援に積極的にとりくむ」との日本の基本方針が揺らぐことはない、と明言した。

さて、2001年2月から2003年8月まで駐レバノン日本国特命全権大使だった天木直人は、アメリカ軍によるイラク攻撃「反対の意見」具申を、小泉首相におこなっていた。天木は事後、日本国外務省の大使職を解任されるとともに、外交官の地位そのものも辞去するよう強いられ、34年5カ月間におよぶ外務官僚人生を終えた。

天木直人は、日本において「改憲の動き＝軍国主義の復活」という構図ができあがり、それがアジア諸国の反発を招くということが繰り返されてきた。この不毛な状況に終符を打って、世界に向けて堂々とみずからの安全保障政策を語る日がくるのだろうか。その鍵は、天皇およびその名のもとに無謀な戦争をつづけてきた軍国主義者の戦争責任の明確化と、日本国民に向かつての謝罪にあると主張している³¹⁾。

さて、平野貞夫〔民主党：参議院議員、2004年6月現在〕の著作『昭和天皇の「極秘命令」』（講談社、2004年4月）は、自民党政権の軍事政策をこう批判する。

小泉純一郎首相による自民・公明連立政権は、国際法や国連憲章に違反したブッシュ米大統領のイラク先制攻撃〔2003年3月20日〕を積極的に支持した。戦争真っ只中のイラクに自衛隊を派遣するという、国家道義を棄て、憲法を無視する政治を行い、自民党幹事長である安倍晋三氏が、公然と「日本は核武装しても憲法に違反しない」と語る時代になってしまった。新聞社のアンケート調査に「核武装を検討してよい」の回答が、現職衆議院議員で17%に上るようになった³²⁾。

核兵器の製造は、日本の経済力・技術力から判断すると、その気になればわけもないことである。

浜田和幸『イラク戦争 日本の分け前－ビジネスとしての自衛隊派兵－』（光文社、2004年2月）は、「要は、大量破壊兵器があろうとなかろうと、ブッシュ政権はイラクへの戦争を実行しなければならない理由があった。「イラクで進められているアメリカ主導の復興ビジネスの現実を見れば、本当の狙いがどこにあったのか、おのずと明らかになってくる」と指摘する³³⁾。

31) 天木直人『さらば外務省－私は小泉首相と売国官僚を許さない－』講談社、2003年、229頁。

32) 平野貞夫『昭和天皇の「極秘命令」』講談社、2004年、263-264頁。〔 〕内補足は筆者。

33) 浜田和幸『イラク戦争 日本の分け前－ビジネスとしての自衛隊派兵－』光文社、2004年、18頁。

アメリカ政府が兵器の調達でカネを浪費するというのは、何も今にはじまったことではない。国防関連産業に無利子で資金を融通し、連邦税を免除にし、経営危機に陥った企業は救済し、いよいよ倒産するという段になると、職を失う人々のために退職一時金として、またしても資金を与えるといった調子で、優遇措置を雨あられと与えてきもした³⁴⁾。

「戦時体制対処法」である「有事法制関連法」が成立したこの日本の政治社会および産業経済を目前にして、社会科学としての経営学、この学問研究に従事する経営学者は、どのような姿勢でその問題を検討すればよいのか。「戦時体制期の経営学」を研究してきた筆者は³⁵⁾、そうした対象を意識的にとりあげる必要性を切実に感じてきた。

20世紀の十五年戦争と21世紀初頭のイラク侵略戦争とが、日米両国に対して歴史上それぞれもつ現実的な相違は、なにか。贅言するまでもなく、もっとも注目すべき基本点は、アメリカに対する日本の軍事的な対峙の相違、「敵国である」かそれとも「従属的同盟国〔＝属国〕である」かである。まるで正反対なのである。

日米軍事同盟関係における日本の自衛隊の位置づけは、具体的にはつぎのように指摘されている。

とくに「海上自衛隊幹部」は、「アメリカの意思に逆らえないもどかしさを実感してゆく立場」におかれている。彼らは「対米従属への不満を唱える者が多い」。

なぜなら、軍隊組織では「海軍の方が官僚的・従属的にならざるを得ない理由」もあって、「護衛艦艦長を何度か経験している3～2佐クラスの自衛官」は、「現実には、自衛隊が米軍補助部隊であるという構図を最も意識している」からである。

また、「退役将官の中では、海上自衛隊のOBが最も対米従属の考えに固まっているように感じる。艦長のときには、もどかしさだったものが、将官になると、対米従属の現実にも情的にでさえ異議を挟むこともできないのだろうか」とまでいわれている³⁶⁾。

実際、アメリカのイラク攻撃が開始されたのち派遣された海上自衛隊のイージス艦は、ペルシャ湾方面にシフトされたアメリカ軍艦艇の「穴埋め」の役割を十分にはたしたのである。しかもいまや、日本の軍事力、とくに海上戦力はアジア随一というのが各国軍事専門家の一致した見解である。このような状況のなかで、自衛隊の役割および日米安全保障条約の一方の当事者、アメリカからみた日本の安全保障条約のあるべき姿は、実は大きくかわっている³⁷⁾。

川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』（同文館、平成16年）は、アメリカの新しい安全保障の考えかたは、もはや冷戦期の「世界の警察官」的なものではなく、死活的国益の擁護である。すなわち、世界の安定と平和のための秩序維持から、自国防衛のための戦略環境へと変化したと説明する。

アメリカ陸軍の理想的状況は、平時は本土在駐し、有事に紛争地域へ迅速に展開するこ

34) ダン・ブリオリディ、徳川家広訳『戦争で儲ける人たち』幻冬舎、2004年、85頁。

35) 裴 富吉『日本経営思想史－戦時体制期の経営学－』マルジュ社、1983年参照。

36) 自衛隊特別取材班編『自衛隊の秘密作戦』アリアドネ企画、2003年、230頁。

37) 小池政行『戦争と有事法制』講談社、2004年、156頁、45頁。

とである。したがって、アメリカ陸軍の前方展開戦略は、「紛争地域とアメリカ本土をどうつなぐか」がもっとも重要になる。そこで、信頼できる地域にハブ基地をおき、残りは本国におく形態をとる。その意味でハブ基地としての日本の役割は非常に大きく、それを支援し、共同行動する陸上自衛隊の役割も重要となる³⁸⁾。

アメリカ軍によるイラク侵攻を手助けする日本の自衛隊3軍は、従来の日米安全保障条約の枠組をはるかに越えた軍事的な役割をはたしており、イラク特別措置法という便法も辻褃の合わない彌縫策であった。日本国は、アメリカの世界軍事戦略の一環に完全に組みこまれており、しかもそのハブ基地の機能を十二分に発揮している。アメリカの軍事的な〈矛〉を補完する「日本の〈盾〉および〈矛〉」の立場は、より明確に位置づけられ、発揮されるにいたったといえる。

さらには、川上『米軍の前方展開と日米同盟』も共鳴・主張している点だが³⁹⁾、日米の戦力共有、日米の戦力行使分担とも翻訳できる「パワー・シェアリング（武力分担）」という新しい、かつ重大な表現が、『アーミテージ報告』（米国防大学国家戦略研究所〔INS〕特別報告書、2002年8月20日）によって、提起・要求されている。

アーミテージ報告は、日本の自衛隊戦力による米軍戦闘部隊との共同作戦〔後方兵站支援の制約を突きやぶる〕の実現、アジア太平洋の紛争地域への自衛隊派兵と集団的自衛権行使へ踏みこんだ、米英同盟なみの日米共同作戦展開への期待表明である。それは、日本が東南アジアでの指導的役割をはたすことを要求している。小泉内閣は、新しい日米同盟戦略と、PKOについての日米共同作戦取決め〔新ガイドライン〕にもとづき、東南アジア各国を米国の対テロ戦線に巻きこもうとする、ブッシュ政権の努力を全面的に支援している。米国は、日本が今後、アジア太平洋地域における平和維持活動、災害救助、海賊・麻薬・テロ対策などでの共同努力の推進役となる一方、自衛隊が指導的役割をはたす機会を狙って画策を強化している。

要するに有事法制、自衛隊法の改正〔実際は大改悪〕は、重要な一連の法整備をおこなうことによって、世界1級の陸海軍の軍事装備を備え、日米合同演習を積みかさねてきた日本の自衛隊が、米軍の要請に応じて、アジア太平洋地域の周辺事態のもと日米共同作戦を展開する、真に戦える自衛隊に変貌していくことを狙っている⁴⁰⁾。

— ここで、つぎの3点を挙げて再考したい。

- a) 20年以上もまえの話だが、1983年1月17日に訪米した日本の首相中曽根康弘は、「日本列島をアメリカの『不沈空母』に」と発言した。当時は日本国内で「日米運命共同体」ということばが盛んに使われていた。
- b) 数年まえのことだが、2001年5月16日『琉球新報』「社説」は、アメリカ国防省系の有力シンクタンク「ランド研究所」が沖縄の不沈空母化を当然とするかのような戦略提言を公表した点を、きびしく批判した。同紙は、「沖縄本土を米軍基地化すると

38) 川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』同文館、平成16年、169頁、186-187頁。

39) 同書、327頁。

40) 西沢 優・松尾高志・大内要三『軍の論理と有事法制』日本評論社、2003年、10-11頁、22-23頁、76頁。

いっても過言ではない厚顔無恥な提言である。われわれはこれを民間シンクタンクの提言だからといって一笑に付すわけにはいかない」と憤激していた⁴¹⁾。

c) 敗戦後において昭和天皇は、「1947年や1950年に米国側外交・安全保障担当者が注目する日本の安全保障を米軍下で確保する提言を密に行っていたのであった。そして講和条約発効に伴う日本の完全な主権回復後、真の意味での象徴天皇になった」⁴²⁾。

以上3点のうち c) の論及の内容は、a) の発言の伏線をなし、b) の〈沖縄人の憤激〉をいまなおよびおこす、歴史的な基因となっていた。

日本が現在でも、戦後日米軍事同盟関係のなかでアメリカ軍の世界戦略的な展開に対するハブ的基地の機能を、とくにその負担を集中的にオキナワに強いてきたのは、昭和天皇の個人的で不法な発言 - 交渉に淵源することを忘れてはならない。

ところで、c) の核心は、いわゆる天皇の「沖縄メッセージ」と称されている。

1947年9月中旬、宮内庁御用掛の寺崎英成が、連合国軍総司令部〔GHQ〕の外交局長シーボルトを介して、国務長官マーシャルに届けた2通のメモ：〈天皇からのメッセージ〉は、「天皇が思うに、沖縄の軍事占領は日本の主権を残存させた形で長期の（25年から50年またはそれ以上の）貸与をするという擬制のうえになされるべきである」と、アメリカがわに伝えた⁴³⁾。

「天皇は、アメリカが沖縄をふくむ琉球列島を軍事占領しつづけることを希望している。天皇の意見によると、その占領はアメリカの利益になるし、日本を守ることになる」⁴⁴⁾。

日本国の沖縄県には、この国にあるアメリカ軍基地の7割強が陣どっている。オキナワは日本を代表してまさしく、アメリカ軍のために〈不沈空母の役割〉を負わされてきたのである。沖縄は、半世紀以上も否応なしにアメリカ軍に基地を提供してきたが、これからさらに、どのくらい貸しつづけなければならないのか？ いまのところ、まったくみとおしのつかない問題である。

「日本国〔民〕の象徴が天皇」ならば、日本が「アメリカの属国である象徴」をオキナワにみいだせる。

日高義樹は、日米軍事同盟関係の基本を、こう指摘していた。

アメリカの本音は「不沈空母は大歓迎」、しかし、日本の軍隊に「本当の空母はいらぬ」である。アメリカが日本に期待するのは「強力な助け」であり、日本の軍事力が無制限に増強されることではけっしてない。アメリカが望んでいるのは、日本を中立に追いやらず、かつアメリカの協力的な統括のもとに、近代的で強力な軍事力をもたせておくことである。日本の防衛力は、アメリカの政治的な判断によって、いいように左右されている⁴⁵⁾。

41) <http://www.ryukyushimpo.co.jp/shasetu/sha15/s010516.html> 2004年7月26日検索。

42) 伊藤之雄・川田 稔編『二〇世紀日本の天皇と君主制』吉川弘文館、2004年、150頁。

43) 色川大吉『昭和史と天皇』岩波書店、1991年、206-207頁。

44) 寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー編『昭和天皇独白録－寺崎英成・御用掛日記－』文藝春秋、1991年、332頁〔昭和22年9月22日〕。

45) 日高義樹『「日本一流国家論」を嗤う！』飛鳥新社、昭和61年、189頁、186頁、191頁。

2001年の9・11同時多発テロ事件以後，日本の陸海空自衛隊がインド洋やペルシャ湾に進出し，アメリカ軍相手の兵站行動をおこない，イラクに人道支援の名目で派兵した事実も，上述の〈アメリカの本音〉に逆らうものではない。

【未完，つづく】